

## 燕三条ブランドマーク使用基準

### (目的)

第1条 この基準は、燕三条ブランドマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

### (種類)

第2条 ロゴマークの種類は、次の各号とする。

- (1) シンボルマーク
- (2) ロゴタイプ
- (3) ショルダーフレーズ

### (対象)

第3条 ロゴマークの使用は、第6条に規定したものを対象とする。

### (使用手続き)

第4条 燕三条ブランド事業としてロゴマークを使用する場合は、燕三条ブランドコーディネータ会議（以下「コーディネータ会議」という。）の事前審査を受けた後、燕三条ブランド事業推進会議（以下「会議」という。）の認証を受けなければならない。

- 2 前項の規定により認証した場合、会議は、当該生産者に認証通知書（様式第1号）を送付するものとする。
- 3 第1項で規定する場合を除き、ロゴマークの使用を希望する者は、使用申請書（様式第2号）を会議に提出し、その許可を受けなければならない。なお、この場合においてもコーディネータ会議の事前審査を受けなければならないものとする。
- 4 コーディネータ会議には、案件に応じて専門家等必要な者を会議に加えて審査することができるものとする。

### (使用許可及び認証)

第5条 会議は、第4条第3項に規定する申請書を受理したときは、その可否を決定し、使用許可書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 会議は、前項の規定により許可するにあたっては、条件を付することができる。
- 3 使用許可の通知をもって、燕三条ブランドの認証品とみなすものとする。

### (許可基準)

第6条 ロゴマークの使用を許可する基準は、次のとおりとする。

- (1) 製品に使用する場合は、当該製品が次の全てに該当するものである場合とする。
  - ア 永久保証又は長期保証があるもの
  - イ 環境に対し安全な生産過程を経て生産されたもの
  - ウ デザイン性に優れたもの
- (2) 食品等に使用する場合は、燕三条の歴史や伝統、文化を受け継ぐとともに、燕三条の風土をとり入れたものであって、環境に配慮して生産されたものとする。
- (3) 農産物等に使用する場合は、当該農産物等が燕三条地域で生産されたものであって有機、無農薬、減農薬栽培など安全な生産過程を経て生産されるものとする。

(4) 事業及び媒体に使用する場合は、当該事業及び媒体が燕三条ブランドの推進に寄与すると認められる場合とする。

(遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用するにあたっては、別紙「燕三条ブランド ヴィジュアルアイデンティティ マニュアル」に従わなければならない。

(使用の期間)

第8条 ロゴマークの使用許可期間は、原則として許可を受けた日から1年間とする。ただし、ロゴマークの使用者から使用期間を延長しない旨の申し出がない限り、使用許可期間を1年間自動的に延長するものとし、その後も同様とする。

(使用内容の変更等)

第9条 申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに委員会に報告し、会議の指示に従うものとする。

(使用許可の取消)

第10条 会議は、ロゴマークの使用に関して、不適切な使用を行っていると判断する場合は、使用許可の取消を命ずることができる。

(使用料)

第11条 ロゴマークのデザインの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第12条 ロゴマークを使用した製品等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第13条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会議が別に定めることができる。

附則 この基準は、平成23年1月24日から施行する。

附則 この基準は、平成23年5月24日から施行する。

附則 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この基準は、平成30年7月30日から施行する。